

寒川町未熟児養育医療に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～	～ 略 ～
（給付の申請）	（給付の申請）
第2条 （略）	第2条 （略）
2 前項の生活状況を証明する書類は、次のとおりとする。ただし、町長は、当該書類により証明される事項を公簿等により確認することができる場合は、当該書類の添付を省略させることができる。	2 前項の生活状況を証明する書類は、次のとおりとする。ただし、町長は、当該書類により証明される事項を公簿等により確認することができる場合は、当該書類の添付を省略させることができる。
（1）・（2） （略）	（1）・（2） （略）
（3） <u>所得税法（昭和40年法律第33号）の規定により所得税を課されていない者又は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により所得税が免除されている者（前2号に掲げる者を除く。）にあっては、税務署長又は源泉徴収義務者が申請の日の属する年の前年（その日の属する月が1月から6月までの月である場合にあっては、前々年。次号において同じ。）の所得税が非課税又は免除とされている旨を証明する書類並びに市町村長が申請の日の属する年度の市町村民税の均等割額及び所得割額を証明する書類</u>	（3） <u>地方税法の規定により市町村民税を課されている者にあっては、</u> <

[illegible]

	課 税 世 帯				
D 階 層	A 階 層 又 は B 階 層	D 1 階 層	前 年 分 の 所 得 税 の 年 額	15,000円 以下	10,80 0円
					1,080 円
	に 属 す る 世 帯 を 除 き、前 年 分 の 所 得 税 課 税 世 帯				
		D 2 階 層	同	15,001円 以 上 40,000円 以 下	16,20 0円
					1,620 円
		D 3 階 層	同	40,001円 以 上 70,000円 以 下	22,40 0円
					2,240 円
		D 4 階 層	同	70,001円 以 上 183,000 円 以下	34,80 0円
					3,480 円
		D 5 階 層	同	183,001 円 以上 403,000 円 以下	49,40 0円
					4,940 円
		D 6 階 層	同	403,001 円 以上 703,000 円 以下	65,00 0円
					6,500 円
		D 7 階 層	同	703,001 円 以上 1,078,00 0円 以下	82,40 0円
					8,240 円

	課 税 世 帯				
D 階 層	A 階 層 層、B 階 層 及 び C 階 層	D 1 階 層	現 年 度 分 の 市 町 村 民 税 所 得 割 の 年 額	15,000円 以下	7,900 円
					790円
	に 属 す る 世 帯 を 除 き、現 年 度 分 の 市 町 村 民 税 の 課 税 世 帯				
		D 2 階 層	同	15,001円 以 上 21,000円 以 下	10,80 0円
					1,080 円
		D 3 階 層	同	21,001円 以 上 51,000円 以 下	16,20 0円
					1,620 円
		D 4 階 層	同	51,001円 以 上 87,000円 _以下	22,40 0円
					2,240 円
		D 5 階 層	同	87,001円 _以上 171,300 円 以下	34,80 0円
					3,480 円
		D 6 階 層	同	171,301 円 以上 252,100 円 以下	49,40 0円
					4,940 円
		D 7 階 層	同	252,101 円 以上 342,100 _円 以下	65,00 0円
					6,500 円

D8階層	同	<u>1,078,00</u>	<u>102,0</u>	<u>10,20</u>
		<u>1円以上</u>	<u>00円</u>	<u>0円</u>
		<u>1,632,00</u>		
		<u>0円以下</u>		
D9階層	同	<u>1,632,00</u>	<u>123,4</u>	<u>12,34</u>
		<u>1円以上</u>	<u>00円</u>	<u>0円</u>
		<u>2,303,00</u>		
		<u>0円以下</u>		
D10階層	同	<u>2,303,00</u>	<u>147,0</u>	<u>14,70</u>
		<u>1円以上</u>	<u>00円</u>	<u>0円</u>
		<u>3,117,00</u>		
		<u>0円以下</u>		
D11階層	同	<u>3,117,00</u>	<u>172,5</u>	<u>17,25</u>
		<u>1円以上</u>	<u>00円</u>	<u>0円</u>
		<u>4,173,00</u>		
		<u>0円以下</u>		
D12階層	同	<u>4,173,00</u>	<u>199,9</u>	<u>19,99</u>
		<u>1円以上</u>	<u>00円</u>	<u>0円</u>
		<u>5,334,00</u>		
		<u>0円以下</u>		
D13階層	同	<u>5,334,00</u>	<u>229,4</u>	<u>22,94</u>
		<u>1円以上</u>	<u>00円</u>	<u>0円</u>
		<u>6,674,00</u>		
		<u>0円以下</u>		
D14階層	同	<u>6,674,00</u>	養育基準	
		<u>1円以上</u>	医療月額	
		_____	の給の10	
		_____	付にパー	
			要すセン	
			る費トの	
			用の額。た	
			全額	だし、
				その
				額が2
				6,300
				円に
				満た
				ない
				場合
				は26,
				300円
(加える)				

[illegible]

備考

- 1 (略)
- 2 この表において「所得税」は、所得税法、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」により計算するものとする。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
- (1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項までの規定
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、

	階 層	1円以上	医 療 月 額
			の 給 の 1 0
			付 に パ ー
			要 す セ ン
			る 費 ト の
			用 の 額。た
		全 額	だし、
			そ の
			額 が 2
			6,300
			円 に
			満 た
			な い
			場 合
			は 26,
			300円

備考

- 1 (略)
- 2 所得割の額を算定する場合には、
納入義務者が指定都市(地方自治法
(昭和22年法律第67号)第252条の19
第1項の指定都市をいう。以下同じ。)
の区域内に住所を有する者であるとき
は、これらの者を指定都市以外の
市町村の区域内に住所を有する者と
みなして、所得割の額を算定するも
のとする。

第2項及び第6項、第41条第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項の規定

(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項、第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項の規定

3 前年分の所得税又は現年度分の市町村民税が確定していない場合の取扱いについては、これが確定するまでの期間は、前前年分の所得税又は前年度分の市町村民税によるものとする。

4・5 (略)

6 月の途中において養育医療の給付を受け、又は給付を受けることを中止した者の当該月分の費用の徴収額は、納入義務者の属する世帯の階層区分に応じ、基準月額による算定対象者にあつては当該基準月額に、基準月額による算定対象者以外の者にあつては当該加算基準月額に、それぞれ当該月において養育医療の給付を受けた日数を乗じて得た額を当該月の日数で除して得た額とする。ただし、D14階層にあつては、この限りでない。

7 備考4から備考6までにより算定した額が法第21条第2項の規定により町が支弁した額を超えるときは、町が支弁した額を費用の徴収額とする。

3 _____現年度分の市町村民税が確定していない場合の取扱いについては、これが確定するまでの期間は、_____前年度分の市町村民税によるものとする。

4・5 (略)

6 月の途中において養育医療の給付を受け、又は給付を受けることを中止した者の当該月分の費用の徴収額は、納入義務者の属する世帯の階層区分に応じ、基準月額による算定対象者にあつては当該基準月額に、基準月額による算定対象者以外の者にあつては当該加算基準月額に、それぞれ当該月において養育医療の給付を受けた日数を乗じて得た額を当該月の日数で除して得た額とする。ただし、D15階層にあつては、この限りでない。

7 備考4から備考6までにより算定した額が法第21条 _____の規定により町が支弁した額を超えるときは、町が支弁した額を費用の徴収額とする。

8 (略)

9 備考4の規定にかかわらず、児童に民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する扶養義務者がなく、当該児童に所得税又は市町村民税が課されていないときは、費用の徴収額の算定は行わないものとする。

10 次のいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年(1月から6月までの間に利用する場合においては、前々年。以下同じ。)の所得(地方税法第313条第1項 に規定する所得の合計額をいう。以下同じ。)が同法第295条 の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱うものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額(以下「基礎控除額」という。)以下である子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。)に限る。)を有するもの(次号に掲げる者を除く。)

(2)・(3) (略)

11 備考10の規定により、寡婦又は寡夫とみなした者のうち市町村民税非課税として取り扱うもの以外の者に係る備考1の規定による所得割の額を計算する場合は総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、備考10第1号又は第3号に該当する場合にあっては26万円を、備考10第2号に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、所得税を計算する場合は総所得金額、退職所

8 (略)

9 備考4の規定にかかわらず、児童に民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する扶養義務者がなく、当該児童に 市町村民税が課されていないときは、費用の徴収額の算定は行わないものとする。

10 次のいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年(1月から6月までの間に利用する場合においては、前々年。以下同じ。)の所得(地方税法第292条第1項第13号に規定する所得の合計額をいう。以下同じ。)が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱うものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額(以下「基礎控除額」という。)以下である子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。)に限る。)を有するもの(次号に掲げる者を除く。)

(2)・(3) (略)

11 備考10の規定により、寡婦又は寡夫とみなした者のうち市町村民税非課税として取り扱うもの以外の者に係る備考1の規定による所得割の額を計算する場合は総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、備考10第1号又は第3号に該当する場合にあっては26万円を、備考10第2号に該当する場合にあっては30万円を控除するものとする。

<u>得金額又は山林所得金額から、備考10第1号又は第3号に該当する場合にあっては27万円を、備考10第2号に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。</u> ～略～ <u>第3号様式(第2条関係)</u> <u>(別紙のとおり)</u> ～略～ <u>第8号様式(第6条関係)</u> <u>(別紙のとおり)</u> ～略～	_____ _____ _____ _____ _____ ～略～ <u>第3号様式(第2条関係)</u> <u>(別紙のとおり)</u> ～略～ <u>第8号様式(第6条関係)</u> <u>(別紙のとおり)</u> ～略～ <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この規則は、公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この規則による改正後の寒川町未熟児養育医療に関する規則の規定は、令和元年12月27日以後に受ける養育医療に関する給付について適用し、同日前に受けた養育医療に関する給付については、なお従前の例による。</u>
---	---

(現行)

第3号様式(第2条関係)

世帯調書

世帯の状況	フリガナ氏名	続柄	性別	同居別居	生年月日	職業勤務先
		養育医療の対象の子			年 月 日	
	(個人番号)				年 月 日	
					年 月 日	
	(個人番号)				年 月 日	
					年 月 日	
	(個人番号)				年 月 日	
					年 月 日	
	(個人番号)				年 月 日	
					年 月 日	
備考						

〈添付書類〉この世帯調書に、次の証明書を添付してください。

1 お勤めの方で確定申告をしていない方は、勤務先の給与所得の源泉徴収票

2 上記1以外の方及び自営業の方は所得税の課税額についての税務署長の証明書

3 生活保護を受けている方は、その旨を証明する書類

4 中国残留邦人等の円滑な帰国及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている方は、その旨を証明する書類

(改正案)

第3号様式(第2条関係)

世帯調書

世帯の状況	フリガナ氏名	続柄	性別	同居別居	生年月日	職業勤務先
		養育医療の対象の子			年 月 日	
	(個人番号)				年 月 日	
					年 月 日	
	(個人番号)				年 月 日	
					年 月 日	
	(個人番号)				年 月 日	
					年 月 日	
	(個人番号)				年 月 日	
					年 月 日	
備考						

(現行)

第8号様式(第6条関係)

寒 川 町 養 育 医 療 費 変 更 申 請 書

年 月 日

(宛先)寒川町長

納入義務者 住 所
氏 名 印
個人番号
電 話 ()

別紙関係書類を添えて、次のとおり養育医療に係る費用の徴収額の変更を申請します。なお、この事業に関し、町で保管する受給可否等について必要な情報を町長が利用することを同意します。

受給者	フリガナ		受給者番号	
	氏 名			
	住 所	〒		
変更前の費用徴収額		月額 円		
変更申請の理由		1 申請時に未確定であった前年所得税が確定したため		
		2 生活保護を受給したため (受給期間 年 月 日～ 年 月 日)		
		3 その他		

※ 添付書類 ①世帯調書 ②所得税額等証明書 ③その他必要に応じて事実を証明する事項

(改正案)

第8号様式(第6条関係)

寒 川 町 養 育 医 療 費 変 更 申 請 書

年 月 日

(宛先)寒川町長

納入義務者 住 所
氏 名 印
個人番号
電 話 ()

別紙関係書類を添えて、次のとおり養育医療に係る費用の徴収額の変更を申請します。なお、この事業に関し、町で保管する受給可否等について必要な情報を町長が利用することを同意します。

受給者	フリガナ		受給者番号	
	氏 名			
	住 所	〒		
変更前の費用徴収額		月額 円		
変更申請の理由		1 申請時に未確定であった現年度市町村民税が確定したため		
		2 生活保護を受給したため (受給期間 年 月 日～ 年 月 日)		
		3 その他		

※ 添付書類 ①世帯調書 ②市町村民税額等証明書 ③その他必要に応じて事実を証明する事項